

6. 医学部医学科試験並びに履修等に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、岡山大学医学部規程第23条に基づき岡山大学医学部医学科（以下「医学科」という。）における教養教育科目及び専門教育科目の試験、履修並びに進級等に関する事項について定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法等)

第2条 医学科における授業科目、単位数、時間数、開講期及び履修方法等は、別表1及び別表2のとおりとする。

(教養教育科目の試験)

第3条 教養教育科目の試験は、岡山大学全学教育・学生支援機構基幹教育センターの定めるところによる。

(専門教育科目の試験)

第4条 専門教育科目の試験は、以下の定めるところにより行う。

(試験の区分)

第5条 専門教育科目の試験は、本試験、再試験、追試験とし、各授業科目の担当教員がこれを行う。

(試験の時期)

第6条 専門教育科目の試験実施の時期は、別表3のとおりとする。

(本試験)

第7条 学生は、各授業科目につき総時数の3分の2以上出席しなければ本試験を受けることができない。

(再試験)

第8条 本試験に不合格となった者は、別表3に示すとおりなお1回再試験を受けることができる。(内科総論、外科総論、臨床放射線総論、臨床検査総論、臓器・系別統合講義(感染症)及び腫瘍学については、履修した翌年度に進級した者に限る。)

(追試験)

第9条 病気その他やむを得ない事情により受験を延期しようとする者は、医師の診断書若しくは理由書を添えて、原則として試験実施前に授業担当教員に願い出て許可を得なければならない。

2 本試験の延期を許可された者は、再試験実施前までに当該科目の追試験を受けることができる。

3 再試験の延期を許可された者は、再試験を実施した学期中(学期末に実施した再試験については次学期中、4学期末については3月上旬)に追試験を受けることができる。

(不合格者の扱い)

第10条 第8条及び第9条第3項の試験に不合格となった者は、原則として次年度以降でなければ受験できない。

(成績の判定)

第11条 成績の評価は、岡山大学学則による。

第12条 再試験の成績は担当教員において減点する。合格基準に達した場合、一律60点とする。

(第2学年への進級)

第13条 第2学年に進級できる者は、第2条別表1及び別表2に掲げる第1年次に配当された教養教育科目のうち16単位、専門基礎科目のうち4.7単位、専門科目のうち細胞組織学、細胞組織学実習、生化学、分子医化学、生化学・分子医化学実習及びプロフェッショナルリズム・行動科学Iの単位を修得した者とする。

(第3学年への進級)

第14条 第3学年に進級できる者は、第2条別表1及び別表2に掲げる卒業に必要な教養教育科目及び専門教育科目の単位のうちから第1学年及び第2学年に配当された科目の単位を修得した者とする。

2 前項の条件を満たさない場合は、第2学年に留まり、2年次配当の全科目(実習・演習は除く)を必ず再受講することとする。

なお、試験受験科目は、不合格科目のみとする。

3 前項の規定にかかわらず、第2年次に編入した者の進級要件は、別に定める。

(第4学年への進級)

第15条 第4学年に進級できる者は、卒業に必要な教養教育科目の単位及び2年次と3年次に配当された必修の専門教育科目の全ての単位(総論科目(内科総論, 外科総論, 臨床放射線総論及び臨床検査総論), 臓器・系別統合講義(感染症), 腫瘍学を除く)及び所定の外部英語検定試験の点数を修得した者とする。

2 前項の外部英語検定試験の点数は、GTEC Academic 2技能242点またはGTEC Academic 4技能483点, あるいは, それらに相当するTOEIC L&R, TOEFL-iBTもしくはIELTSの点数(相当点の判断は本学の定める換算表による。)以上とする。なお, 入学年度以降3年次2月末までに修得した点数を有効とする。

3 上記条件を満たさない場合は, 第3学年に留まり, 教務委員長の指定する科目を必ず再受講することとする。

なお、試験受験科目は、不合格科目のみとする。

(第5学年への進級)

第16条 第5学年に進級できる者は, 社会医学系3科目(衛生学, 公衆衛生学及び法医学)を除く4年次以前に配当された全ての専門科目(選択必修科目については卒業に必要な単位分の科目を含む)の試験並びに次項に掲げる全国共用試験(CBT, OSCE)に合格した者とする。

なお, 総論及び臓器・系別統合講義試験において, 不合格科目のあった者は, 翌年度も第4年次にとどまり, 教務委員会委員長の指定する科目を再受講, 再受験しなければならない。第5学年に進級できなかった場合, 当該年度に受験した全国共用試験(CBT, OSCE)の成績は無効となる。

また, 全国共用試験(CBT, OSCE)に不合格になった者は, 教務委員会委員長の指定する科目を必ず受講することとする。

2 臨床実習開始前に必要な知識・技能・態度を評価する試験として, 全国共用試験(CBT, OSCE)の受験を課す。合格基準は, 全国の標準を参考にして本学で定める。

(第5学年から6学年への臨床実習履修)

第17条 第5学年までに行うべき基本臨床実習を3診療科以上終了していない場合は, 第5学年に留まり, 教務委員会委員長の指定する科において実習を実施することとする。ただし, 終了していない診療科の実習期間の合計が6週間を超える場合についても同等に扱う。

(退学の勧告)

第18条 病気その他やむを得ない事由もなく, 第13条から第17条の規定により同一学年での在学期間が3年を越える者には, 退学を勧告する。

(卒業)

第19条 卒業の判定は, 医学科の教育課程を6年以上履修した者について, 第2条別表1及び別表2に掲げる導入教育科目, 知的理解科目, 実践知・感性科目, 汎用的技能と健康科目, 言語科目, 高年次教養科目, 専門基礎科目及び専門科目の修得単位並びに全国共用試験(CBT, 臨床実習前OSCE及び臨床実習後OSCE), 卒業試験の結果に基づき, 医学科会議の議を経て行う。

なお, 判定の結果卒業延期となった場合, 当該年度に受験した全国共用試験(臨床実習後OSCE)の成績は無効となる。

(卒業及び進級の認定の時期)

第20条 卒業, 進級及び臨床実習出席の可否は原則として学年末に認定する。

附 則

1. この内規は, 平成16年4月1日から施行する。
2. 平成15年度以前入学者は, なお, 従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成17年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条の規定は、平成14年度入学者から適用する。

附 則

1. この内規は、平成18年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成19年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条の規定は、平成18年度以前の入学者についても適用する。

附 則

1. この内規は、平成20年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第14条及び第15条第1項は、平成20年度以降の第2学年についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の第16条の授業科目名及び別表2及び3の授業科目名及び履修学年は、平成19年度以前の入学者についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成21年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3の授業科目名は、平成20年度以前の入学者についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の第17条は、平成20年度以前の入学者についても適用する。
5. 第2項の規定にかかわらず、改正後の第15条の規定は、平成22年度以降の第3学年について適用する。

附 則

1. この内規は、平成22年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第17条及び第19条は、平成22年度以降の第5学年についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3の授業科目名及び単位数は、平成22年度以降の第2学年から第5学年についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成23年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条は、平成22年度入学生についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3は、平成22年度入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成24年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第16条は平成24年度以降の第4学年についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3は、平成21年度以降の入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成25年4月1日から施行する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。
3. 前項の規定にかかわらず、改正後の第15条は平成25年度以降の第3学年についても適用する。
4. 第2項の規定にかかわらず、改正後の別表2及び3は、グローバルスタディズ2（医療系）を除き、平成24年度以前の入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成25年12月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
2. 改正後の規定にかかわらず、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1. この内規は、平成26年4月1日から施行する。
2. 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については別に定めるものとする。

附 則

この内規は、平成26年12月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1. この内規は、平成27年4月1日から施行する。
2. 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については別に定めるものとする。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この内規は、平成28年4月1日から施行する。
2. 改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

1. この内規は、平成28年11月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
2. 改正後の別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規適用の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

1. この内規は、平成29年2月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
2. 改正後の別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規適用の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

1. この内規は、平成29年4月1日から施行する。
2. 改正後の別表1、別表2及び別表3の規定にかかわらず、この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は，平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1，別表2及び別表3の規定にかかわらず，この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については，別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は，平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1，別表2及び別表3の規定にかかわらず，この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については，別に定めるものとする。

附 則

- 1 この内規は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1，別表2及び別表3の規定にかかわらず，この内規施行の日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名等及び卒業要件単位数の適用については，別に定めるものとする。

別表1 (教養教育科目の授業科目, 単位数及び履修方法等)

科目区分	授業科目		開講期												学生に履修指導をする 単位数及び履修方法			卒業要件 単位			
			1年次				2年次				3年次				必修 単位	選択 必修 単位	履修方法				
			1 学期	2 学期	3 学期	4 学期	1 学期	2 学期	3 学期	4 学期	1 学期	2 学期	3 学期	4 学期							
導入教育	ガイダンス	学部ガイダンス科目	○														1	卒業要件外	1		
		医学セミナー(テュートリアル)																	1		
	補習教育	高次接続科目	○	○																	
知的理解	現代と社会	人文・社会科学系科目	○	○	○	○	○	○	○	○							2	卒業要件外	31		
	現代と生命	生命科学系科目	○	○	○	○	○	○	○	○							2				
	現代と自然	自然科学系科目	○	○	○	○	○	○	○	○							2				
実践性・ 感性知	実践知	実践・社会連携系科目	○	○	○	○	○	○	○	○								卒業要件外	31		
	芸術知	芸術系科目	○	○	○	○	○	○	○	○											
汎用的技能と健康	情報教育	情報処理入門1(情報機器の操作を含む)	○														1	卒業要件外	31		
		情報リテラシー系科目	情報処理入門2(情報機器の操作を含む)		○																
			情報処理入門3(情報機器の操作を含む)			○															
		ICT(Information & Communication Technology)系科目		○	○	○	○	○	○	○											
	キャリア教育	キャリア教育・学生支援系科目	○	○	○	○	○	○	○	○											
	健康・スポーツ科学	健康・スポーツ科学	○	○	○	○	○	○	○	○											
スポーツ演習(する・みる・支える)		○	○	○	○	○	○	○	○												
アカデミック・ライティング	アカデミック・ライティング科目	注1) 参照																			
言語	英語	英語(スピーキング)-1	注2) 参照												0.5	卒業要件外	31				
		英語(スピーキング)-2													0.5						
		英語(リーディング)-1													0.5						
		英語(リーディング)-2													0.5						
		英語(ライティング)-1													0.5						
		英語(ライティング)-2													0.5						
		英語(リスニング)-1													0.5						
		英語(リスニング)-2													0.5						
	英語(総合)-1								○										1		
	英語(総合)-2									○									1		
	ブレ上級英語	○	○	○	○	○	○	○	○												
	上級英語	○	○	○	○	○	○	○	○												
	初修外国語	A群	ドイツ語	○	○	○	○	○	○	○	○										注3) 参照
			フランス語	○	○	○	○	○	○	○	○										
中国語			○	○	○	○	○	○	○	○											
韓国語			○	○	○	○	○	○	○	○											
B群		ロシア語	注4) 参照																		
		スペイン語																			
	イタリア語																				
日本語	応用日本語	○	○	○	○	○	○	○	○								留学生のみ				
高年次教養	高年次教養科目	バイオメディカルデータサイエンス														○	1	卒業要件外	2		
		レギュラトリーサイエンス入門														○	1				
教養教育科目 計																	35				

注1) アカデミック・ライティング科目の開講期は、年度の初めに公示する。

注2) 英語(スピーキング)-1, 英語(スピーキング)-2, 英語(リーディング)-1, 英語(リーディング)-2, 英語(ライティング)-1, 英語(ライティング)-2, 英語(リスニング)-1, 英語(リスニング)-2については、1年次の1学期から4学期のうち、各自指定された学期に、各学期2科目ずつ履修する。

注3) 初修外国語・A群における各科目の詳細な開講期は、年度の初めに公示する。

注4) 初修外国語・B群における各科目については、全学部生が履修できるとは限らないため、開講期は示さない。
各年度における開講の有無は、年度の初めに公示する。

7. 統一卒業試験についての申し合わせ（抜粋）

教務委員会・学科会議承認
平成25年1月21日
平成26年1月20日改訂
平成26年5月19日改訂

目的：卒業試験問題を国家試験準拠とし国家試験準備に連動させる。合否判定を統一化し、学力不足の学生に対する卒業判定の厳格化をはかる。

本試験：

- ・ 4回にわけて実施する。詳細日程は、年度初めに発表する。1回の試験時間は4時間とする。
- ・ 追試験は、原則として再試験と同時に行う。本試験を無断で欠席した場合は、追試、再試とも受験資格がない。

再試験：

- ・ 指定された連続2日間で実施する。
- ・ 再試験不合格者は、次年度に統一卒業試験本試験を受験するものとする。前年度の成績は考慮されない。

合格基準：

- ・ 統一卒業試験（本試験）の合格は、以下の基準を満たすこととする。
合格基準：統一卒業試験（本試験）全体の正答率が60%以上であること。各科個別の正答率は問わないが、各回の正答率が60%未満の場合、該当回の再試験対象とする。
- ・ 統一卒業試験（再試験）の合格は、以下の基準を満たすこととする。
合格基準：本試験（再試験対象となった回を除く）の点数と再試験の点数を合わせた全体の正答率が60%以上であること。ただし、再試験対象となった回の正答率は、本試験正答率を超えなければならないものとする。
- ・ 試験の合否については教務委員会で最終判断を行う。
- ・ 各分野は学生に合否について発表しない。

岡山大学学生に係る懲戒等に関する規則

〔平成28年 2月23日〕
〔岡大規則第 1号〕

改正 平成31年 3月28日規則第19号
令和 元年12月24日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山大学（以下「本学」という。）の学生（本学に学籍を有するすべての者をいう。以下同じ。）に係る岡山大学学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）第58条第2項に基づき、学生の懲戒及び教育的指導として行う厳重注意等について、必要な事項を定める。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的指導の観点から行わなければならない。

(懲戒の種類・効果等)

第3条 学生の懲戒は、処分書を交付して行い、その種類及び効果は、次の各号のとおりとする。

- 一 退学 学生としての身分を失わせること。
 - 二 停学 一定の期間登校を停止させること。
 - 三 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- 2 前項第2号に定める停学は、有期又は無期とし、次のとおりとする。
- 一 有期停学は、確定期限を付す。
 - 二 無期停学は、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定する。

(懲戒の対象となる行為)

第4条 懲戒の対象となる行為は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 本学の秩序を乱し、授業・研究等本学の運営を妨げるような行為を行った場合
- 二 学内外において違法行為を行った場合
- 三 本学が実施する試験において、不正行為を行った場合、不正行為を行おうとした場合又は監督者の注意若しくは指示に従わない場合で特に悪質と判断された場合
- 四 本学の諸規則等に違反する行為を行った場合
- 五 その他学生の本分に反する行為を行った場合

(懲戒処分の量定)

第5条 懲戒処分の量定の決定にあたっては、別表に掲げる懲戒処分標準例を参考に、教育的指導の観点から総合的に判断するものとする。ただし、個別の事案の内容によっては、これによらない場合もあるものとする。

- 2 前項の判断基準は、岡山大学学生の懲戒処分の量定決定に関する内規（平成28年2月23日学長裁定）」による。

(退学・停学の懲戒手続)

第6条 当該学生が所属する学部等の長（以下「学部長」という。）は、当該事実（その疑いに合理性のあるものを含む。）が退学又は停学に相当すると認めるときは、当該学生に対し直ちに謹慎を命ずるとともに学長にその旨を報告するものとする。

- 2 学部長は、当該学部の教授会の議を経て、当該学生を退学又は停学とすることが相当であると判断したときは、学長に申出るものとする。
- 3 学長は、前項の申出があったときは、教育研究評議会に付議し、その審議結果を参酌して、当該学生の処分等を決定する。

- 4 前項の規定にかかわらず、学長は、第2項の規定により申し出のあった事案に係る処分について、3月を超えない期間の停学が相当であると判断した場合は、教育研究評議会に付議することなく、当該学生の処分等を決定することができる。ただし、事後において、当該処分について教育研究評議会に報告しなければならない。
- 5 第1項の謹慎の期間は、停学期間に算入する。

(訓告の懲戒手続)

- 第7条 学生の懲戒のうち訓告は、全学的な見地から検討を要する場合を除き、学則第 58条第1項の規定に基づき、学部長に委任するものとする。
- 2 訓告の決定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。
 - 3 学部長が訓告を行おうとする場合は、事前に学長に報告するものとする。

(弁明)

- 第8条 学部長は、学生の懲戒の申出又は決定を行おうとするときは、教授会の審議に先立ち、当該学生に対して、懲戒の提案がある旨を文書で通知し、相当期間まで文書又は口頭による意見陳述の機会を与えるものとする。
- 2 意見陳述の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由なく意見陳述書を提出しなかった場合又はこれを欠席した場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒審査委員会)

- 第9条 学長は、全学的な見地から検討を要すると認めたときは、懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、副学長のうち学長が指名した者、関係学部長及び学長が指名した教育研究評議会評議員若干人で組織する。
 - 3 委員会は、当該懲戒の適否について審議し、その結果を学長に報告する。
 - 4 委員会は、審査にあたり、当該学生に対して、懲戒に対する文書又は口頭による意見陳述の機会を与えるものとする。ただし、意見陳述の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由なく意見陳述書を提出しなかった場合又はこれを欠席した場合は、この権利を放棄したものとみなす。
 - 5 学長は、委員会の審査結果を参酌し、必要と認めたときは、学部長に当該懲戒の再検討を指示することができる。

(懲戒の通知等)

- 第10条 学長又は学部長が懲戒を決定したときは、当該学生に対し、文書により通知する。
- 2 前項の通知は、懲戒の内容及び理由を記載した懲戒処分書を、学部長から当該学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合は、他の適当な方法により通知する。
 - 3 懲戒処分の発効日は、当該学生に前項による交付等が行われた日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りではない。

(処分内容の公表)

- 第11条 学生の懲戒を行ったときは、同種の不正行為等を防止し、学生の規範意識を啓発する目的で、当該懲戒の内容を、学内への掲示等により公表するものとする。ただし、当該学生の氏名、学生番号その他個人を特定できる情報は公表しない。

(懲戒に関する記録)

- 第12条 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。ただし、証明書及び推薦書等にはその内容を記載しない。

(不服申立て)

- 第13条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日の翌日から起算して14日以内にその証拠となる資料を添えて、文書により学長に不服申立てを行うことができる。
- 2 学長は、必要があると認めた場合は、学部長に再審査を指示し、結果の報告を求めるものとする。
 - 3 学長は、前項の報告を教育研究評議会に付議し、その審議結果を参酌して、当該懲戒処分に係る再審

査の結果を決定する。

- 4 学長は、再審査の結果（再審査の必要がないと認めた場合は、その旨）を、当該学生に文書により通知するものとする。
- 5 不服申立ては、懲戒処分の効力を妨げない。

（停学中の取扱い）

第14条 停学中の受験及び履修手続きは、次の各号のとおりとする。

- 一 停学中の受験は認めない。
 - 二 停学中の履修手続きは、停学の解除後、学部が定める期間内に行う。
- 2 停学及び謹慎中の学生に対する指導は、当該学部において教育的観点から行うものとする。

（無期停学処分の解除）

第15条 無期停学の解除は、学部長の申出により、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

- 2 学長は無期停学の解除を決定した場合は、当該学生に対し、文書により通知する。
- 3 前項の通知は、学部長から当該学生に交付することにより行う。

（自主退学・休学）

第16条 学長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生から、懲戒等の処分が決定する前に、自ら退学する願い出があったときは、この願い出を許可しないものとする。また、懲戒の審査を開始していない場合であっても、当該事実又はその疑いが懲戒に相当すると認められる場合も同様とする。

- 2 学長又は学部長は、停学中の学生から休学の願い出があったときは、この願い出を許可しないものとする。
- 3 学長は、休学中の学生に対し停学を命じるときは、当該学生の停学期間の起算日以降の休学許可を取り消すものとする。

（逮捕・勾留時の取扱い）

第17条 学生が逮捕・勾留され、本人に接見することができない場合であっても、本人が罪状を認めていると確認された場合は、懲戒を行うことができる。

- 2 前項において、本人が罪状を否認している場合であっても、諸般の状況を考慮し慎重に検討した上で、学長が当該学生を懲戒処分にすることが適当であると認めた場合は、懲戒を行うことができる。

（厳重注意）

第18条 学長又は学部長は、社会的規範に照らし、不適切な行為を戒め、規律を保持する必要があると認めるときは、教育的指導として文書又は口頭により厳重注意を行うことができる。

（読替）

第19条 この規則は、大学院学生に関しては、「学則」、「学部長」、「学部」及び「教授会」をそれぞれ「大学院学則」、「研究科長」、「研究科」及び「教授会又は研究科委員会」と読み替えるものとする。

（雑則）

第20条 この規則に定めるもののほか、試験における不正行為の取扱い及びその他学生の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月24日から施行する。

別表（第5条関係）

懲戒処分標準例

区分	懲戒対象行為	該当する懲戒の種類
犯罪行為 （交通事故・違反を除く。）	殺人，強盗，強姦，放火等などの凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	薬物犯罪行為（大麻その他違法薬物，危険ドラッグの使用及び不法所持，売買，仲介等）	退学，停学又は訓告
	わいせつ行為	退学，停学又は訓告
	傷害行為	退学又は停学
	他人を傷害するに至らない暴力行為	停学又は訓告
	窃盗，詐欺，恐喝，住居不法侵入などの犯罪行為	退学，停学又は訓告
	スローカー行為	退学，停学又は訓告
	コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	退学，停学又は訓告
交通事故・違反	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転，暴走運転など悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が飲酒運転や暴走運転など悪質な場合	退学又は停学
	飲酒運転，暴走運転などの交通法規違反を犯した場合	停学又は訓告
飲酒	飲酒を強要し，死に至らしめた行為	退学又は停学
	飲酒を強要し，急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学，停学又は訓告
	飲酒を強要した行為	停学又は訓告
	未成年者の飲酒の事実を知らずながら同席していた場合	停学又は訓告
	未成年飲酒を行った場合	停学又は訓告
違法行為により本学の秩序を乱す行為	本学の教育研究，学修環境又は管理運営を著しく妨げる行為	退学，停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為，威嚇，拘禁，拘束等	退学又は停学
	本学が管理する建造物又は器物の破壊，汚損，不法改築等	退学又は停学
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学，停学又は訓告
	セクシュアル・ハラスメント，アカデミック・ハラスメント，いじめ等のハラスメント行為	退学，停学又は訓告
	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造，改ざん及び盗用	退学，停学又は訓告
	その他違法行為により本学の信用を著しく失墜させる行為	退学，停学又は訓告
	試験不正行為	代理（替玉）受験をしたり，させた場合又は特に悪質な不正行為を行った場合
不正行為を行った場合		停学
不正行為を行おうとした場合又は不正行為を幫助した場合		停学又は訓告

9. 岡山大学医学部医学科専門教育科目における成績評価異議申立に関する要項

〔平成28年2月15日〕
医 学 科 会 議

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学の学生が、当該学生が履修した医学部医学科が開講する専門教育科目（以下「医学科専門教育科目」という。）に係る成績評価に対し異議申立を行う場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(異議申立事由)

第2条 学生は、当該期の医学科専門教育科目に係る成績評価について、次の各号の一に該当する場合に、医学部長へ異議を申し立てることができる。

- 一 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
- 二 シラバス又は担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価であると思われるもの
- 三 その他異議申立を行うにあたり合理的又は客観的な根拠があると思われるもの

(異議申立手続)

第3条 異議を申し立てようとする学生は、医学科専門教育科目の成績評価についての異議申立書（別紙様式1。以下「異議申立書」という。）を学務課教務グループ医学科担当に提出しなければならない。

- 2 異議申立ができる期間は、当該成績評価の開示日から原則として10日以内とする。
- 3 学生からの異議申立があった場合、医学部長は異議申立書の写しを当該授業担当教員に送付する。
- 4 当該授業担当教員は、速やかに、医学科専門教育科目の成績評価についての異議申立に係る回答書（別紙様式2。以下「回答書」という。）により、医学部長へ回答する。
- 5 医学部長は、当該授業担当教員から提出のあった回答書の内容を調査・確認し、必要と認めるときは、当該授業担当教員からさらに詳細な説明を求め、又は成績評価の訂正を求めることができる。
- 6 医学部長は、異議申立書を受理した日から原則として8日以内に、当該異議申立の結果を文書により学生へ回答するものとする。

附 則

この要項は、平成28年2月15日から施行し、平成28年度開講科目の成績評価から適用する。

※別紙様式1、2は省略

岡山大学医学部医学科の臨床実習教育に関する申合せ

平成27年 9月24日 教務委員会承認

改正 平成28年 7月19日

改正 平成29年 7月18日

改正 平成30年 7月17日

1. この申合せは、岡山大学医学部医学科生（以下「医学科生」という。）の臨床実習教育に関し、必要な事項を定める。
なお、臨床実習教育とは、早期地域医療体験実習、地域医療体験実習、基本臨床実習及び選択制臨床実習をいう。
2. 医学科生は、下記の対応を必ず行うものとする。
 - ① 実習中の負傷・疾病及び過失による賠償に対応した保険への加入
 - ② 風疹、麻疹、水痘、ムンプスの4種のワクチン接種
 - ③ B型肝炎ウイルスのワクチン接種
 - ④ 年度毎の定期あるいは追加健康診断の受診なお、①、②に関して、入学時に未対応となっている医学科生は、原則、入学後3ヶ月以内に対応するものとする。また、③に関しては、原則1年次生の間に対応するものとする。
3. 特段の事情なく、早期地域医療体験実習（1年次）および地域医療体験実習（2・3年次）の参加に際し上記2の①②④の対応を行っていない医学科生は、イエローカード（警告）となり評価にも影響することとなり、保護者にも通知する。さらに、OSCE受験までに上記2の対応を行っていない場合、面談を行う。12月末日までに対応を行っていない場合は、イエローカードへ登録し、対応が完了するまで臨床実習には参加できないこととする。なお、②、③、④に関して、アレルギー等、特殊事情がある場合には、この限りではない。
4. その他、この申合せに依りがたい場合には、教務委員会において審議するものとする。

附 則

この申合せは、平成27年12月 1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年 8月 1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成29年 7月 18日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年 7月 17日から施行する。